

転出

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍 マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先でマイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用（住所変更）	（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		転出先の市区町村	
印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります	・印鑑登録証		1階 ①市民課	
申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	お受け取りが必要です。受け取りにならなかった場合には、転出先で再申請が必要です	・本人確認書類		1階 ⑦市民課	

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

保険 年金 国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・保険証の返却	国民健康保険証			
→70歳から74歳までの方	高齢受給者証の返却	国民健康保険証兼高齢受給者証		1階 ⑧国保医療課	
→修学のために転出する方	転出先で引き続き患庭市の保険証を使う手続き	在学証明書			
→住所地特例に該当する施設に転出する方		在園証明書			支所・出張所
→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください			1階 ⑧国保医療課	
75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方				1階 ⑨国保医療課	
→北海道外へ転出する方	負担区分等証明書の受取（郵送の場合有） ※転出先へ提出してください				支所・出張所
各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など		1階 ⑧国保医療課	
海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談 国民年金保険料精算のご相談 国民年金の任意加入			1階 ⑤市民課	

高 齢 65歳以上の方	保険証の返却	介護保険被保険者証			
→住所地特例に該当する施設に転出する方	※新住所記載の介護保険被保険者証を後日、郵送いたします			1階 ⑭介護福祉課	
要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	介護保険被保険者証			
障 がい 重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	・受給者資格変更届 または喪失届	重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方）		1階 ⑩国保医療課	

こ ども 小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください		これまで通っていた学校	
児童手当を受給している方 （0歳～中学生）	児童手当受給事由消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意してください		1階 ⑪えにっこ 応援センター	
子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0歳～中学生）	受給者資格変更届または喪失届	子ども医療費受給者証		1階 ⑩国保医療課	
妊娠中の方	患庭市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください	患庭市の妊婦健康診査受診票を転出先に提出してください		1階 ⑫えにっこ 応援センター	
保育園・認定こども園に入園しているお子さんがある方	退園手続き	※通園している園でもお手続きできます		2階 ⑳幼児保育課	
学童クラブを利用しているお子さんがある方	退会手続き ※退会届の提出が必要	※利用している学童クラブでもお手続きできます		2階 ㉑子ども政策課	
ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更届または資格喪失届	※受付窓口でご相談ください		1階 ⑪えにっこ 応援センター	
	ひとり親家庭等医療費助成の資格変更届または喪失届	ひとり親家庭等医療費受給者証		1階 ⑩国保医療課	
特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		1階 ⑪えにっこ 応援センター	
重度心身障がい者の医療費受給者証をお持ちの方	受給者資格変更届または喪失届	重度心身障害者医療費受給者証		1階 ⑩国保医療課	
上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」を提出してください	本人確認書類 （マイナンバーカード、免許証など）		1階 ⑰債権管理課	

税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止の申込	お電話またはインターネットで手続き できます	第二庁舎 1階水道お客様 センター0123-33-3166	
	原付バイク・小型特殊を所有している方	軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識 返納書	・恵庭市標識(ナンバープレート) ・標識交付証明書	1階 ⑱ 税務課	
	軽自動車、250cc以下の オートバイを所有している方	※札幌地区軽自動車検査協会でご相談ください			札幌地区軽自動車検査協 会 050-3816-1763
	自動二輪(250cc超)を所有している方	※北海道運輸局札幌運輸支局でご相談ください			北海道運輸局札幌運輸支 局 050-5540-2001
	市内に土地や家屋をお持ちの方 海外に転出される方	納税管理人または送付先変更のご相談	※お客様の状況により 手続き内容が異なります まずはお電話でご確認ください		1階 ⑱ 税務課
	未納となっている税や料等のご相談	納税相談			税: 1階 ⑱ 納税相談窓口 上下水道料金: 第二庁舎 1階水道お客様センター 0123-33-3166
その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください	第二庁舎 3階市営住宅課	
	粗大ごみの処分が必要な方	粗大ごみの収集申し込み	事前に申し込みが必要です。	粗大ごみコールセンター 0123-29-7440 ※ごみ処理場直接搬入の場合 2階 ㉒ 廃棄物管理課	

Q こんなときはどうしたらいいの? 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 転出取消の手続きが必要です。 1階①市民課窓口で早急に取消の手続きをしてください。



〒061-1498
北海道恵庭市京町1番地

☎0123-33-3131 (代表)

開庁時間 あさ 8時45分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

島松支所、恵み野出張所でも各種手続きができます。
なお、支所・出張所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

恵庭市ホームページ <https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>

手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ
忘れずにお持ちください

転出届

- ・転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- ・国外に転出される方でお持ちの方は
マイナンバーの「通知カード」または「マイナンバーカード」

住み始めてから **14日以内**に、
「転出証明書(またはマイナンバーカード、住基カード)」を持
参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証 マイナンバーカード

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証 ・年金手帳 ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

